

地方公営企業会計制度等研究会報告書【概要版】

1 今回の見直しに当たっての基本的考え方

- ① 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする
- ② 公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと
- ③ 地域主権の確立に沿ったものとする

2 会計基準に関する具体的検討事項

- ① 借入資本金
 - ・ 借入資本金は、負債として整理。
- ② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
 - ・ 任意適用が認められている「みなし償却制度」を廃止。
 - ・ 償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金（仮称）」として負債（繰延収益）計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化。
- ③ 引当金
 - ・ 退職給付引当金の引当てを義務化（期末要支給額による算定を可とする）。
- ④ その他
 - ・ 原則として新たな繰延資産の計上は不可。
 - ・ たな卸資産の価額について、時価評価を義務付け。
 - ・ 公営企業型地方独法減損会計と同様の減損会計を導入。
 - ・ リース取引に係る会計基準を導入。
 - ・ セグメント情報の開示を導入。
 - ・ キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け。
 - ・ 負担区分の状況等の経営情報が財務諸表に明示されるよう、勘定科目を見直す。

※ 会計変更に伴う経過措置等

○ 移行期間等

- ・ 2～3年 程度の移行期間を設ける。
- ・ 必要となるシステム改修経費や職員研修に要する経費等について財政措置を検討する。

○ 健全化判断比率等に関する措置及び経営改革の推進

- ・ 健全化法は、本年度から全面施行となったところであり、会計の見直しにより指標が変動することは、制度の円滑な導入という観点からは適当でないことから、今回の見直しが指標に影響することがないよう、必要な調整を行うこととする。

3 資本制度

- ・ 法定積立金の積立義務を廃止。
- ・ 経営判断により、資本剰余金、利益剰余金を資本金に組み入れることができることとし、現行の資本組入れ制度は廃止。
- ・ 資本剰余金の処分制限を廃止。
- ・ 経営判断により、資本金の額の減少を可とする。

4 財務適用範囲の拡大等

- ・ 法非適用企業（地財法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用する。
- ・ 任意適用基準の見直し
- ・ 新公営企業会計手法の活用（大規模公共施設等）

5 その他

- ・ 公営企業の設置及び経営の基本に関する条例
- ・ 新会計基準に基づく財政分析 等